

# 福井地方最低賃金審議会 第5回福井県最低賃金専門部会

日時：令和4年8月8日(月)

午前10時00分～

場所：福井労働基準監督署

2階会議室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) 結審
- (3) 専門部会報告(案)について
- (4) その他

### 3 閉 会

令和4年8月8日

福井地方最低賃金審議会  
会長 新宮 晋 殿

福井地方最低賃金審議会  
福井県最低賃金専門部会  
部会長 井花 正伸

福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月5日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の福井県最低賃金（時間額830円）は令和2年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

井花 正伸  
上野 祐夫  
岡崎 英一

労働者代表委員

小林 一  
玉川 忠春  
山本 政夫

使用者代表委員

江端誠一郎  
坂川 嘉治  
山埜 浩嗣

福井県最低賃金

- 1 適用する地域  
福井県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 888円
- 5 この最低賃金において算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和4年10月2日）

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 830 円
- (3) 発効日 令和2年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護水準  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）  
の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額(92,417円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金が下回っていることは認められなかった。

(註) 1か月換算額

$830 \text{ 円 (福井県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 117,856 \text{ 円}$

令和4年8月8日

福井労働局長  
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会  
会長 新宮 晋

福井県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月5日付け福井労発基 0705 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、当審議会においては、最低賃金の引き上げに対して、県内の中小企業・小規模事業者が事業の継続性を担保・維持するために実効性のある支援策が必要であると考え、業務改善助成金の改善、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の延長、社会保険料の免除等の支援策の強化、弾力的な対応及び費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備を強く政府、関係機関に求めるものである。

福井県最低賃金を次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域  
福井県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 888円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和4年10月2日）